
平成29年第3回大和町議会臨時会会議録

平成29年4月26日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

欠席議員（1名）

16番	大須賀 啓君		
-----	--------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
		上下水道課長 補 佐	熊 谷 実 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	三 浦 伸 博 君	教育総務課長	小 川 晃 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	千 葉 正 義 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君

事務局出席者

議会事務局長	後 藤 良 春	議事庶務係長	野 田 美 沙 子
参事兼次長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後1時27分 開会前

議長 (馬場久雄君)

皆さん、こんにちは。

開会前に、総務課長のほうから連絡事項があるということですので、許可しましたので、よろしくお願いします。総務課長櫻井和彦君

総務課長 (櫻井和彦君)

皆様、大変お世話になっております。

本日、皆様のお手元に平成27年9月関東東北豪雨の記録誌、平成28年度に作成いたしました。3月末に納品になっておりましたが、皆様のお手元に本日お配りをさせていただきました。内容についてはご説明は省略をさせていただきますが、お持ち帰りいただきまして、中身のほうじっくりごらんいただければなというふうに思っております。よろしくお願いします。

以上でございます。

午後1時27分 開 会

議長 (馬場久雄君)

定刻にはまだ早いんですが、皆さんおそろいですので、ただいまから平成29年第3回大和町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番今野善行君、及び11番藤巻博史君を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

町長から招集のご挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

皆さん、大変ご苦勞様でございます。

第3回大和町議会臨時議会開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成29年第3回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、杜の丘1丁目に建設をいたしておりました大和町南部コミュニティセンター・愛称「ふれあいの杜」につきましては、昨年12月に引き渡しを受けてからオープンに向けた準備を進め、去る4月3日開所いたしました。同日には、議員各位を初めといたしまして、もみじヶ丘、杜の丘の行政区長など関係者に杜っこホールに会していただき落成式をとり行いましたが、お忙しい中参加いただきました皆様方に感謝申し上げます。杜の丘地区は、町内への企業立地に伴いまして定住人口の増加が著しい地域であり、子育て世代が多く転入しているところでございますので、杜の丘出張所や杜の丘児童館を併設し、さらには耐震性貯水槽などの防災設備も備えた「ふれあいの杜」は、地域のコミュニティ活動はもとより、地域の拠点として大いに活用されるものと期待しておるところでございます。

次に、沖縄駐留米軍の移転訓練についてでございます。本会議終了後の全員協議会でその概要につきまして説明させていただきますが、今回の訓練の規模といたしましては、中隊レベルで人員が約200名、装備は車両約60両、砲門6門で、昨年度と同規模となっており、5月25日か

ら6月3日までの8日間の射撃訓練を実施する予定としております。本町といたしましても、部隊滞在期間中は庁内に王城寺原演習場対策連絡会議を設置し、各種対策や連絡調整を行いますとともに、巡回班によりますパトロールの実施、町内各所における騒音測定及び震度測定のほか、防災無線を通じまして訓練情報や緊急情報をお知らせするなど、町民の皆様の安全と不安解消を図るための対応策を講じてまいりますので、さらなるご理解とご支援をお願いするものでございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

承認第1号から承認5号まで、専決処分を行ったことに対します承認を求めるものでございます。

まず、承認第1号から第3号は、3月定例議会時の全員協議会でご説明いたしました国の税制改正法案が可決成立したことによりまして、大和町税条例、大和町都市計画税条例、大和町国民健康保険税条例をそれぞれ改正したものでございます。

承認第4号及び第5号は、平成28年度の各種会計補正予算についてであります。

承認第4号の一般会計につきましては、5,878万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を114億4,216万5,000円といたしましたものであります。歳入につきましては、町民税、地方譲与税、各種交付金、特別交付税及び震災復興特別交付税の額の確定に伴い、財政調整基金繰入金から地方交付税への財源振りかえやその他の収入確定によります調整を行っております。歳出につきましては、各種事務事業費の確定によります減額措置等をいたしております。

承認第5号の介護保険事業勘定特別会計につきましては、各種保険サービス給付費等の確定見込みにより、減額措置をいたしたものでございます。

以上が、今回提出しております議案の概要であります。何とぞ慎重にご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大和町税条例等の一部を改正する条例）」

議長（馬場久雄君）

日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大和町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長千葉正義君。

税務課長（千葉正義君）

千葉でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議案書1ページをお開き願います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

大和町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

2ページをお願いします。

恐れ入りますが、条例議案説明資料の1ページもあわせてお願いします。

今回の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に等に伴いまして、平成29年度課税に支障のないよう対応いたすために、専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、3月定例議会中に開催をいただきました議会全員協議会におきまして、ご説明を申し上げました平成29年度税制改革大綱に沿った改正でございます。3月31日に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が等交付され、一部の規定を除き4月1日より施行がされたところでございます。また、関連いたします条例の一部改正につきましては、総務省より一部改正の準則が示されておりまして、その準則にのっとり、今回の一部改正の専決処分をさせていただいたところであります。

それでは、大和町税条例等の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表によりまして、ご説明申し上げます。

初めに、第33条第4項の改正につきましては、上場株式等に係る特定配当について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定

できることを明確化したものであります。

次に2ページ、同条第6項につきましては特定株式等譲渡所得について同様の改正を行い、町長が決定できることを明確にしたものでございます。

続きまして、第34条の9の改正につきましては、33条の改正に伴い引用する申告書の定義の整理と、法第2章第1節につきましてはその定義が既に明記されておりますために、単に「同節第6款」とするものであります。

48条第1項から5ページの第7項につきましては、法律改正にあわせて文言の見直しを行い、延滞金の計算の基礎となる期間について、該当規定について整備を行ったものであります。

6ページをお願いします。50条につきましては、48条の改正と同様に法律改正にあわせた文言の見直しと、更正決定に基づく規定の整備と延滞金の計算の基礎となる期間について所要の改正を行ったものであります。

続きまして、8ページをお願いします。61条第8項につきましては、法349条の3の4震災等により滅失した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例措置でございますが、この規定が新設されたことによりこれも含め引用条項の整理を行ったものであります。

61条の2につきましては、法改正によりまして事業所内保育に係る特例措置の割合を市町村の条例で定めることとされたことに伴い新設し、その割合については従前法で定めていた割合と同様の2分の1としたものであります。第1項につきましては家庭的保育事業、第2項につきましては居宅訪問型保育事業、第3項の規定につきましては定員が5人以下の事業所内保育事業を対象とするものであります。

第63条の2につきましては、法施行規則の改正により居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様の補正方法とすることを規定されたため、その引用する条項を改正するものであります。第63条の3につきましては文言の整理、対照表では「あん分」の「あん」の平仮名を漢字にするという、そういう整理を行うことと、10ページをござんください。第2項において被災市街地振興地域に定められた場合には、震災発生後4年度に限り所有者の申し出により従前の按分方法と同様の取り扱いをするため、規定の整備を行ったものであります。

74条の2につきましても、被災住宅用地の課税標準の特例を受けようとする場合、恐れ入ります12ページをお開きください。被災市街地振興地域に定められた場合には震災発生後4年を適用とする規定を設けるものであります。

次に、附則の改正でございます。まず、第5条個人の町民税の所得割の非課税の範

困につきまして控除対象配偶者の定義を同一生計配偶者とするもの、第8条肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期間については3年間延長するものの改正を行ったものでございます。

次に、固定資産税に係る部分の改正であります。附則第10条の読みかえ規定につきましては、法律改正にあわせまして引用条項の改正を行ったものであります。

14ページをお開きください。附則第10条の2につきましては、固定資産税等の課税標準の特例について、市町村の条例でその割合を定めるものとされているものの規定であります。第7項から14項につきましては、法律改正により引用条項の改正によるものでございます。第15項及び第17項につきましては、法改正により引用条項が削除されたことによりまして削るものであり、第18項につきましては引用条項の改正とそれぞれ項の繰り上げを行うものであります。新たに第17項として法附則第15条第44項、これは企業主導型保育事業に係る特例措置の部分でございます。この部分について、条例で定める割合は2分の1とするもの。第18項として、市民公開緑地の認定制度に係る特例措置の条例で定める割合は2分の1とするものを設けたものでございます。

附則第10条の3につきましては、法律改正に伴い法施行令及び施行規則が改正され、その引用条項を改正しているものであり、第9項を第11項、これは19ページの部分になります、飛んで済みません。第9項を第11項とし、第8項の次に新たに2項を加えるものであります。

戻ります。17ページに戻っていただいて、一番下が9項、18ページが10項となります。新設された法附則第15条の9の2、これは耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定でございます。その適用を受けようとする場合の申告書等について、この項において規定するものであります。第9項の部分が特定耐震基準適合住宅、第10項が特定熱損失防止改修住宅について規定したものでございます。

続きまして、軽自動車税に係る部分の改正であります。第16条、19ページの一番下にありますので、内容については20ページとなります。軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を2年延長するため、平成29年度及び平成30年度に初回車両番号の指定を受けた軽自動車について、第5項から第7項として新たに規定するものでございます。第5項につきましては電気自動車・天然ガス自動車、これは75%軽減です。第6項につきましては、平成32年度基準エネルギーの消費効率プラス30%達成の部分で軽減が50%。第7項につきましては、平成32年度エネルギー消費率達成で25%軽減

の自動車について規定したものでございます。

附則第16条の2につきましては、軽自動車税の減税対象車の判断について国土交通大臣の認定に基づくものとして、また認定の取り消し等により税額に不足が生じた場合の取り扱いについて新たに規定したものであります。

22ページをお願いします。附則第16条の3につきましては、一番最初にご説明いたしました本則第33条特定配当等に係る所得の申告の改正に伴いまして、上場株式等に係る配当所得の課税の特例について所要の改正を行ったものでございます。

次に、附則第17条の2につきましては、課税の特例について一定要件のもと適用期限を3年間延長することとしたものであります。

25ページをお願いします。附則第20条の2第4項の改正につきましては、特例適用配当等所得について、先ほどと同じ本則の33条の改正と同様に申告書に記載された事項、その他事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

26ページをお願いします。附則第23条の3条約適用配当所得につきましても、前条と同様の改正をするものでございます。

次に附則となります。恐れ入ります。議案書の9ページ中段をごらんください。

まず、施行期日でございます。第1条として、この条例は平成29年4月1日から施行するものであります。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

初めに、第1号でございます。附則第5条第1項の改正規定及び次条第2項の規定につきましては、平成31年1月1日から施行するものであります。

次に第2号としまして、附則第10条の2第16項の次に2項を加える規定18項に係る部分につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日より施行するものでございます。議案書上、法律番号がまだ空欄でございますが、現在国で審議中のため、施行になった段階で番号が入ることとなります。

続きまして、第2条として町民税に関する経過措置でございます。

第1項は、新条例の規定は平成29年度以降の個人の町民税に適用し、平成28年度分までの個人の町民税についてはなお従前の例によるものでございます。

第2項は、第1条第1号の施行期日に係る部分については平成31年度以後に適用し、平成30年度までの個人の町民税についてはなお従前の例によるものでございます。

第3項といたしましては、新条例第48上第3項及び第5項並びに第50上第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項、第50条2項及び第4

項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用するものでございます。

次に、10ページ第3条固定資産税に係る経過措置でございます。

第1条は、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は平成29年度以降の固定資産税に適用し、平成28年度分までの固定資産税についてはなお従前の例によるものでございます。

第2項につきましては、新条例第61条8項及び附則第10条の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等に係る償却資産に対して課する平成29年度以降の固定資産税に適用するものでございます。

第3項につきましては平成30年度以後の固定資産税に適用し、平成29年度までの固定資産税についてはなお従前の例によるものとしたものでございます。

第4項の新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定につきましては、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失・損壊した家屋の敷地・土地に対して課する平成29年度以降の固定資産税に適用するもので、同日前に発生した地震等による滅失・損壊につきましてはなお従前の例によるものであります。

第5項及び6項につきましては、改正前の法附則第15条36項及び第40項の規定に対して課する固定資産税については従前の例によるものとするものであります。

次に、第4条として軽自動車税に関する経過措置でございます。

第1項は、別段の定めがあるものを除き新条例の規定は平成29年度以降の軽自動車税に適用し、平成28年度までの軽自動車税についてはなお従前の例によるものでございます。

第2項及び第3項につきましては、納付すべき軽自動車税額に不足がある場合、所有者以外の者に納付を申し出る機会を与えることを規定したものであります。

次に、第5条として大和町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。恐れ入ります、新旧対照表28ページをごらんください。

大和町税条例等の一部を改正する条例（平成26年大和町条例9号）の一部を改正するものであります。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「大和町税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例」を加え、同条の表を次のように改めるものでございます。この改正につきましては、附則第16条軽自動車税の税率の特例の改正に伴う所要の規定の整備を行ったものであります。

次に、第6条として大和町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。大和町税条例等の一部を改正する条例（平成28年大和町条例第21号）の一部を改正するものでございます。この条例の中の第2条で規定しました平成26年大和町条例第9号の一部改正につきまして、先ほど説明しました第5条の改正と同様、今回の条例改正により附則第16条が改正されたことに伴い所要の改正をするものでございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ございませんね。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）」

議長（馬場久雄君）

日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長千葉正義君。

税務課長（千葉正義君）

それでは、続きまして議案書13ページをお願いします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。大和町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別

紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認をお願いするものであります。

14ページをお願いします。

恐れ入りますが、条例議案説明資料32ページ、承認第2号関係の新旧対照表もあわせてをお願いします。

今回の一部改正につきましても、地方税法等の一部改正に伴います引用条項の追加、改正に伴います改正でございます。今回、新たに附則第4項、第5項の2項を加えますことから、法令準則にのっとりた改正書式として附則の最終項から順次改正を行っているところでございます。

なお、新旧対照表につきましては、第1項から順次示させていただいているところでございます。

初めに、附則第3項につきましては、法改正により引用条項「協定倉庫の特例」が廃止されたことにより削るものであります。

次に、35ページをお開き願います。附則第15項から附則第3項につきましては、法改正による引用条項の改正及び項番号の繰り下げでございます。附則第12項から附則第10項につきましては、法改正により項番号のずれが生じたので、項番号を繰り下げするものでございます。

33ページ、34ページにかかりますが、附則第9項から附則第7項につきましても、法改正による引用条項の改正及び項番号の繰り下げでございます。済みません。附則第6項、附則第5項につきましても、法改正による項番号のずれが生じたので、項番号を繰り下げするものでございます。附則第4号につきましては、見出しも含め引用条項を改正し、第4項を第3項とするものであります。

次に、附則第3項の次に第2項を加えるものとして、第4項法附則第15条第44項、これは企業主導型保育事業に係る特例措置でございます。条例で定める割合は、2分の1とするものでございます。第5項につきましては、法附則第15条第45項市民公開緑地の認定制度の条例で定める割合を2分の1とするものでございます。この追加した2項につきましては、大和町税条例の一部改正において固定資産税関係の附則第10条の2、17項・18項においても同様の規定を設けたものであります。

議案書のほうにお戻りください。14ページの一番下の部分になります。附則として第1項施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行するものであります。

次のページをごらんください。経過措置といたしまして、第2項改正後の大和町都市計画税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の都市計画税に適用し、平成28年度

分までの都市計画税については従前の例によるものでございます。

第3項といたしまして、平成25年4月1日から平成29年3月31日までに締結された改正前の地方税法附則第15条第36項に規定する協定倉庫に関する都市計画税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」

議長（馬場久雄君）

日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長千葉正義君。

税務課長（千葉正義君）

続きまして、議案書16ページをお願いします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてでございます。大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

17ページをお願いします。

恐れ入りますが、議案説明資料36ページ承認第3号関係新旧対照表もあわせてお願いします。

今回の一部改正につきましても、国民健康保険税に係る平成29年度の税制改正に伴います改正でございます。第23条第2号の改正につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして被保険者の数に乗すべき金額を、現行の「26万5,000円」から「27万円」に引き上げるものであります。第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行の「48万円」から「49万円」に引き上げるものであります。

附則であります。第1項の施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行するものであります。第2項の適用区分につきましては、改正後の大和町国民健康保険税条例の規定は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成28年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度大和町一般会計補正予算）」

議長（馬場久雄君）

日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度大和町

一般会計補正予算)を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、議案書の18ページをお願いいたします。あわせて、平成28年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書専決第1号、こちらをあわせて準備をお願いしたいと思います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度大和町一般会計補正予算)について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。

平成28年度大和町一般会計補正予算(専決第1号)でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ5,878万9,000円を減額いたしまして、予算の総額を114億4,216万5,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、議案書20ページから23ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は地方債の変更及び廃止でございます。

議案書24ページの「第2表 地方債補正」をお開き願います。道路橋梁補助災害復旧債の限度額を「1,260万円」から「1,230万円」に、河川補助災害復旧債の限度額を「2,970万円」から「3,340万円」に変更し、次25ページをお願いいたします。災害援護資金貸付に係ります限度額「510万円」の起債を、貸付申し込みがないことから廃止をするものでございます。

それでは、別冊の専決第1号の事項別明細書をお願いいたします。明細書の3ページをお願いいたします。

初めに歳入でございますが、1款1項町民税2目法人税1節現年課税分につきまして、収納状況から9,041万5,000円を追加措置するものでございます。

2款1項自動車重量税自動車重量譲与税から、4ページの9款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、国または県から交付されます各種譲与税及び交付金の確定によりまして措置をいたすものでございます。減額と追加ございますが、9項目の合計で3,002万4,000円の追加となったものでございます。

11款地方税でございますが、特別交付税及び震災復興特別交付税の確定により、合

わせまして6億3,771万4,000円を追加措置するものでございます。

15款1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、及び16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、児童手当の額の確定により減額するものであります。

16款2項県補助金4目農林水産業費補助金は、中山間地域等直接支払交付金及び家畜伝染病予防事務費の確定によるもの。5ページをお願いいたします。5目消防費県補助金はみやぎ指定避難所耐震診断助成事業費の確定による減額措置でございます。

16款3項委託金1目総務費委託金は、参議院選挙執行費の確定によります減額措置であります。

18款寄附金1項3目教育費寄附金につきましては教育振興としての寄附があったもの、4目ふるさと寄附金につきましては前回の補正以後に寄附のあったものを措置したものでございます。

19款2項1目財政調整基金繰入金につきましては財源の見通しが立ったことから取り崩しをとりやめたもの、6目学校校舎建設基金繰入金は入札結果等によりまして財源調整を行ったものでございます。

22款町債につきましては、先ほど議案でご説明申し上げました民生債の廃止、及び災害復旧債の変更により、合計で170万円の減額となったものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

それでは、続きまして歳出についてご説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。

2款1項2目広報広聴費の11節需用費でございますが、広報たいわの印刷製本費確定によりまして減額をいたしたものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

続きまして、3目財政管理費でございます。8節報償費は、ふるさと寄附金事業の

返礼品につきまして、収入の見込みから購入代金を追加するものであります。11節需用費は、消耗品の購入が不要となり減額するもの。12節役務費につきましては、返礼品の運送料、ポータルサイトの利用料、クレジットカードの決済手数料等の確定により減額するもの。25節積立金は、財政調整基金へ歳計利払金の積み立て、ふるさと応援基金へふるさと寄附金の積み立て、東日本大震災復興基金積立金へ過年度の精算による積み立てを措置したものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

税務課長千葉正義君。

税務課長（千葉正義君）

続きまして、2款2項2目賦課徴収費でございます。まず4節共済費につきましては、申告相談等の臨時職員の社会保険料に不足が生じますので、確定見込みで1万円の増額となっております。8節報償費につきましては、口座振替推進キャンペーンの記念品、納税貯蓄組合完納報償金の確定見込みで減額をしております。11節需用費につきましては、各納税通知書の印刷及び需用費の執行を見て減額をしたものでございます。13節委託費につきましては、国税連携システム等の保守及び委託の契約、実績によりまして減額となるものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長（櫻井和彦君）

それでは、7ページをお願い申し上げます。2款4項3目参議院議員選挙執行費でございますが、平成28年7月10日に執行されました第24回参議院議員通常選挙に係ります精算によりまして、1節報酬から18節備品購入費までの各費目につきまして、それぞれ減額をいたすものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

3款1項1目社会福祉総務費でございます。8節報償費につきましては、民生委員児童委員改選に伴います推薦準備会委員報償金の確定によります減額をお願いするものでございます。13節委託料につきましては、セラピー広場管理業務委託の確定見込みによります減額。19節負担金補助及び交付金につきましては、社会福祉協議会への運営事業に要します補助金の確定によります減額補正でございます。

続きまして、2目老人福祉費の8ページ20節扶助費につきましては、介護用品購入費助成事業費の確定見込み、及び特別養護老人ホーム等への老人保護措置費の確定見込みによります減額補正でございます。28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計の確定見込みによります繰出金の減額補正でございます。

続きまして、4目障害者福祉費でございます。8節報償費につきましては、障害者福祉計画推進協議会委員報酬、及び講師謝金等に係ります報償金の確定によります減額でございます。12節役務費につきましては、医師診断書手数料及び成年後見制度利用支援事業に係ります手数料等の確定見込みによります減額。13節委託料につきましては、相談支援事業及び地域活動支援センター運営業務委託料の確定によります減額補正でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、自発的活動支援事業費及び自動車運転免許取得等助成事業費の確定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、7目臨時福祉給付事業費でございます。3節につきましては職員時間外手当、4節及び7節につきましては事務補助員に係ります社会保険料及び賃金の確定によります減額をお願いするものでございます。13節委託料につきましては、臨時福祉給付金給付管理システム導入等に要しました委託料の確定によります減額でございます。19節につきましては、簡素な給付措置及び障害者遺族基礎年金受給者給付金に係ります確定見込みによります交付金の減額をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

続きまして、3款2項2目児童措置費でございます。こちらにつきましては、児童手当支給に要します国負担金、県負担金の額の確定により財源調整を行ったものでございます。

以上でございます。

議長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

3項1目復興支援費でございます。9ページをお願いいたします。21節貸付金につきましては、災害援護資金貸付金の確定によります減額でございます。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。7節賃金につきましては、育児相談や妊婦健診等の母子保健推進費、及び1歳6カ月、3カ月児健診等の乳幼児育成指導事業費、並びに栄養改善推進費、健康づくり推進費に係ります保健師、看護師、栄養士から助産師の賃金の確定によります減額をお願いするものでございます。13節委託料につきましては、妊婦一般健康診査業務委託の確定によります減額補正でございます。20節扶助費につきましては、里帰り等妊婦健康診査助成費の確定によります減額補正をお願いするものでございます。

2目予防費の13節委託料につきましては、感染症予防費、個別予防接種費、基本健康診査・各種がん検診等推進事業費の委託料の確定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 （馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

続きまして、5款1項3目農業振興費でございます。この農業振興費につきましては、中山間地域等直接支払交付金事業の事務費補助に係る確定によります財源調整を行ったものでございます。

10ページをお願いいたします。6款1項2目商工振興費の19節負担金補助及び交付

金の補助金につきましては、大和町店舗取得・改修事業について補助金の確定により減額をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

続きまして、8款消防費1項消防費1日常備消防費でございます。黒川地域行政事務組合に係ります消防経費負担金につきましては、基準財政需要額の増加分に対応いたしまして増額をお願いするものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

9款1項2目事務局費についてご説明申し上げます。25節積立金につきましては、学校教育支援としてご寄附をいただきましたので、学校教育振興基金積立金として積み立てを行うものでございます。

4目中学校建設費につきましては、宮床中学校南校舎大規模改修工事の財源調整でございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

続きまして、10款2項2目河川災害復旧費であります。平成27年3月9日から13日にかけての豪雨によります準用河川山田川の災害復旧費で、同じく財源の振りかえを行ったものでございます。

議 長 (馬場久雄君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

次に、10款3項1目農林施設災害復旧費でございます。11ページをお開き願います。15節工事請負費につきましては、平成27年9月の台風18号で被災した農林施設災害復旧工事の精算により減額をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 (蜂谷俊一君)

同じく2目公共下水道施設災害復旧費については、町道長窪線外8路線、準用河川窪川外2河川の復旧費で財源の振りかえを行ったものでございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

11款公債費1項1目元金及び2目利子でございます。それぞれ償還元金と支払利息の額の確定によります減額となっております。

よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

大変申しわけございません。説明が漏れてしまいました。10ページのほうにお戻りをお願いいたしたいと思います。8款1項消防費の5目災害対策費の部分でございます。こちら4万4,000円の財源調整をいたしておりますが、こちらは県の補助金の確

定に伴います財源調整を行ったものでございます。

大変申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ございませんか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

では、質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算）」

議長（馬場久雄君）

日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。保健福祉課長千葉喜一君。

保険福祉課長（千葉喜一君）

それでは、議案書26ページをお願いいたします。

承認第5号平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

27ページをお願いいたします。

平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

平成28年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによ

るものでございます。

歳出予算の補正でございます。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から1,431万円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億5,557万9,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、28ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書の28ページをお願いいたします。

歳入でございます。7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節介護給付費繰入金につきましては、現年度分介護給付費負担金の確定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款1項1目居宅介護サービス給付費、2目施設介護サービス給付費の19節負担金補助及び交付金につきましては、居宅介護サービス給付等費及び施設介護サービス給付等費の負担金確定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。3目居宅介護サービス計画等費につきましては、財源調整を行ったものでございます。4目地域密着型介護サービス給付等費の19節負担金補助及び交付金につきましては、地域密着型介護サービス給付等費の負担金確定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

2款2項1目高額介護サービス等費につきましては、財源調整を行ったものでございます。2目高額医療合算介護サービス費の19節につきましては、高額医療合算介護サービス費負担金の確定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

20ページをお願いいたします。3項1目介護予防サービス給付等費につきましては、財源調整を行ったものでございます。4項1目特定入所者介護サービス等費の10節負担金補助及び交付金につきましては、特定入所者介護サービス等費負担金の確定見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回大和町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時36分 閉 会